

令和3年度佐賀県介護サービス事業所・施設における
感染防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであり、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とする。

(補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額は「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知（最終改正 令和3年10月28日日老発1028第1号））に基づき、以下のとおりとする。

1 対象事業者

対象となる事業所・施設

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

2 対象経費

1の対象となる事業所・施設における令和3年10月1日から令和3年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用を対象とする。ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 補助金額

別添1の基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助する。
千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 その他留意事項

以下に掲げる介護サービス事業所・施設であつて、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・ 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・ 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・ 居宅療養管理指導事業所
- ・ 介護療養型医療施設

(交付の申請兼交付請求)

第4条 前条第1項3に係る経費の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書兼請求書(様式1)を、あらかじめ指定する期日までに佐賀県知事(以下「知事」という。)が指定する機関に提出するものとする。

(交付の決定、額の確定及び支払い)

第5条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があつた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に、交付の決定及びその額の確定を行うものとする。

- 2 申請者への指定口座への補助金の振り込みをもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。
- 3 第1項の審査の結果、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 前条第1項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、国実施要綱、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(是正のための措置)

第7条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金交付の条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付の決定の取消し等)

第8条 知事は、規則第16条の規定に基づき、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者が第6条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 知事は、受理した交付申請書兼交付請求書に不備又は過誤があり、申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書兼請求書の補正が行われなかった等、申請者の責めに帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取下げられたものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。なお、虚偽や不正な手段により給付金の交付を受けたと認めるときは、申請者に交付額の年10.95%の割合で計算した加算金の支払い義務を課すものとする。

- 2 知事は、前条の規定により交付決定の取り消しを受けたものが返還期日までに給付金を返還しなかった場合は、変換期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、当該補助事業の額の確定の日(事業の中止又は廃止をした場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助事業の収支簿等について報告を

求め、又は必要な検査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月1日から令和3年12月31日の間に要した経費を対象とする。